

# 第7章

# 豪州

## 関税

### 関税構造

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

2019年時点の非農産品の単純平均譲許税率は10.7%とその水準は高く、特に、一部の衣類（最高55%）、電気機器（最高45%）、乗用車（最高40%）等の高関税品目が存在する。しかし、全品目において実行税率は5%以下となっている。

実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、譲許税率が引き下げられることが望ましい。なお、豪州の非農産品の譲許率は96.7%で、非譲許品目には一部の織物（実行税率5%）、一部の衣類（実行税率5%）等がある。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のような譲許税率におけるタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。豪州については、2017年1月から関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（23%）、スイッチ類（23%）、スタティックコンバーター等の部分品（19%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2021年に完全に撤廃されることになる。

なお、2015年1月に日豪EPAが発効されたことで、我が国から輸出する一般機械・電気電子機械（自動車部品を除く）、自動車や自動車部品等の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。2025年までに我が国からの輸出額の約99.8%の関税が撤廃される。

新型コロナウイルスの影響では、2020年5月1日に、1995年関税定率法（Customs Tariff Act 1995）別表4第57号に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の輸入を容易にすることを目的に、同年2月1日から7月31日までの期間において、衛生・医療関連品（フェイスマスク、手袋、ガウン/衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹸、検査キット及び試薬、並びにウイルス輸送媒体等）に対する実行関税率を一時的に撤廃（最大5%から0%に）する旨発表され、2020年2月1日以降当該対象品に支払われた関税は還付された。また、本措置は2020年12月31日まで延長された。

